

# 労働基準広報 No.2190 2024 12/21

## CONTENTS

**年末特別企画** 今年の労災裁判を振り返る ————— 8

### 最高裁が事業主は労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと判断

(弁護士・外井浩志 (外井 (TOI)・鹿野法律事務所))

●フリーランス法Q & A④ ————— 30

月単位の締切制度の場合31日の月があるため給付受領日から2ヵ月以内として運用

(編集部)

●クローズアップ 新法律問題 ————— 40

File 17 「デジタル遺産の相続」

規約等により一身専属とされている場合は承継が困難なことも

(弁護士・畔山亨 [畔山総合法律事務所])

●連載 労働スクランブル 第480回 ————— 48

物価高以上に収入が増えた、僅か7.9%

(労働評論家・飯田康夫)

●NEWS ————— 1

◆ 「労働基準関係法制研究会」現行法の見直し案示す/割賃計算上は副業時間通算しない制度に

◆ 10月現在の来年3月卒の内定状況/短期大学以外の内定率が前年同期比でマイナスに

◆ 技能実習法に基づく行政処分等/1団体の許可取消し・10実施者の計画認定取消し

ほか

●本誌読者アンケート ————— 27

●わたしの監督雑感 ————— 28

栃木・栃木労働局総務部労働保険徴収室  
労働保険徴収室長 大貫重範

●今月の資料室 ————— 56

●令和6年 総目次 ————— 57

アンケートへのご協力をお願いします(27ページ)

#### 労務相談室

回答者

懲戒 [降格の上7日間の出勤停止処分] 二重処分禁止の原則に違反か ——— 50 弁護士・田島潤一郎

労働基準法 [週3で1日5時間契約のアルバイト] 契約超える勤務させたが ——— 52 弁護士・新弘江

募集・採用 [週休2日制だが祝日は公休にならない事あり] 募集時に説明必要か — 54 弁護士・小川和晃